

○学校法人中村学園寄附行為

昭和32年4月1日

制定

この法人は、中村ハルが設立し、昭和28年12月24日福岡県知事の認可を受け、同年同月同日福岡高等栄養学校を設置し、昭和32年3月15日中村栄養短期大学設置に伴ない文部大臣の変更認可を受けたものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人中村学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を福岡市城南区別府5丁目7番1号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、各学校の建学の精神に基づき、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 中村学園大学 大学院 栄養科学研究科 流通科学研究科 教育学研究科

栄養科学部 栄養科学科

栄養科学部 フード・マネジメント学科

教育学部 児童幼児教育学科

流通科学部 流通科学科

(2) 中村学園大学短期大学部 食物栄養学科 キャリア開発学科 幼児保育学科

(3) 中村学園女子高等学校 全日制課程 普通科

(4) 中村学園三陽高等学校 全日制課程 普通科

(5) 中村学園三陽中学校

(6) 中村学園女子中学校

(7) 中村学園大学附属あさひ幼稚園

(8) 中村学園大学附属壱岐幼稚園

2 この法人は、前項に掲げた学校教育と臨床研究の向上のため、次に掲げる教育関連施設を設置する。

中村学園大学栄養クリニック

(付随事業)

第4条の2 この法人は、この法人が行う教育研究事業に付随する事業として、教職員の

福利厚生のため次に掲げる事業所内保育所を設置する。

中村学園あけぼの保育園

(収益事業)

第5条 この法人は、私立学校法第26条の規定に基づき、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行なう。

- (1) 一般飲食店
- (2) 食料品製造業
- (3) 飲食料品小売業
- (4) その他の小売業
- (5) 不動産賃貸業・管理業

2 前項の収益事業を行う部門を中村学園事業部と称する。

### 第3章 役員および理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうち1人を事業理事とし、理事会の過半数の議決により選任する。事業理事の職を解任するときも、同様とする。

4 理事長は、必要がある場合、理事会の議を経て、理事の中から副理事長1人を選任することができる。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 中村学園長
- (2) 中村学園大学長
- (3) 中村学園大学短期大学部学長
- (4) 中村学園女子高等学校長
- (5) 中村学園三陽高等学校長
- (6) 中村学園事業部事業執行責任者
- (7) 評議員のうちから、評議員の互選によって定められた者、3人以上4人以内
- (8) この法人の設立者の縁故者のうちから、理事会において選任された者、1人以上2人以内
- (9) この法人に関係ある学識経験者または功労者のうちから、理事会において選任され

た者、2人以上3人以内

- 2 前項の第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号および第7号に規定する理事は、学園長、学長、校長、事業執行責任者または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 3 理事のうちには、理事の1人と親族その他特別な関係にあるものが、1人を超えて含まれてはならない。
- 4 第1項第1号から第6号のうち、その職務を兼務する者がある場合の理事定数は、第6条第1項第1号の理事の数から兼務数を減じた数とする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、教職員、評議員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であつて、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号および第6号に規定する理事を除く。)の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行なう。

(役員補充)

第10条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のための職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

(事業理事の職務)

第13条 事業理事は収益事業の業務を統督し、この事業に関しこの法人を代表する。

(副理事長の職務)

第14条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を行う。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2 事業理事以外の理事は、この法人の収益事業について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理)

第16条 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行う。

2 副理事長にも事故があるとき、または副理事長が置かれていない場合は、理事長があらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会および評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実を発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

- 4 理事会を招集するには、各理事および監事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面または電磁的方法により、会議の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 5 理事会に議長を置き、理事長をもってあてる。
- 6 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第9項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。
- 7 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなす。
- 8 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。
- 10 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 11 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で、理事会を招集することができる。
- 12 前条第2項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(常任理事会)

第19条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外については、常任理事会に委託することができる。

- 2 常任理事会は寄附行為第7条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号および第8号の法人職員の理事をもって組織する。
- 3 理事長は次期理事会において常任理事会で処理された事項について承認を得なければならない。
- 4 常任理事会に関する細則は別に定める。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長ならびに議長があらかじめ指名した出席理事2名および出席した監

事が署名押印（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 4 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議にはかつて、議長がこれを確認しなければならない。  
（理事会の特別議決事項または承認事項）

第21条 次の事項については、特に出席した理事の3分の2以上の議決を要する。

- (1) 中村学園長の選任
- (2) 中村学園大学長の選任
- (3) 中村学園大学短期大学部学長の選任
- (4) 中村学園女子高等学校長の選任
- (5) 中村学園三陽高等学校長の選任
- (6) 中村学園三陽中学校長の選任
- (7) 中村学園女子中学校長の選任
- (8) 中村学園大学附属あさひ幼稚園長の選任
- (9) 中村学園大学附属老岐幼稚園長の選任
- (10) 中村学園事業部事業執行責任者の選任
- (11) 学則および園則の変更

#### 第4章 評議員会および評議員

（評議員会）

第22条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、31人以上37人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員および監事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面または電磁的方法により、会議の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 6 評議員会に議長を置き、会議のつど評議員の互選で定める。
- 7 評議員会は、評議員総数の3分の2以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第11項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した評議員は、出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 11 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 議長は、評議員会の開催の場所（当該場所に存しない評議員が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長ならびに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上および出席した監事が署名押印（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算および事業計画
- (2) 中期事業計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職金をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産の帰属者の選定
- (10) この法人が行なう収益事業に関する重要事項
- (11) 寄附金品の募集に関する事項
- (12) 中村学園長の選任
- (13) 中村学園大学長の選任
- (14) 中村学園大学短期大学部学長の選任

- (15) 中村学園女子高等学校長の選任
- (16) 中村学園三陽高等学校長の選任
- (17) 中村学園三陽中学校長の選任
- (18) 中村学園女子中学校長の選任
- (19) 中村学園大学附属あさひ幼稚園長の選任
- (20) 中村学園大学附属壱岐幼稚園長の選任
- (21) 中村学園事業部事業執行責任者の選任
- (22) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項  
(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 中村学園長
  - (2) 中村学園大学長
  - (3) 中村学園大学短期大学部学長
  - (4) 中村学園女子高等学校長
  - (5) 中村学園三陽高等学校長
  - (6) 中村学園大学附属あさひ幼稚園長
  - (7) 中村学園大学附属壱岐幼稚園長
  - (8) 中村学園事業部事業執行責任者
  - (9) この法人の職員のうちから、理事会において選任された者10人以上12人以内
  - (10) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任された者3人以上4人以内
  - (11) この法人の設置する学校の在学生の父母または保護者のうちから、理事会において選任された者4人以上5人以内
  - (12) この法人の設立者の縁故者のうちから、理事会において選任された者1人以上2人以内
  - (13) この法人に関係ある学識経験者または功労者のうちから、理事会において選任された者5人以上6人以内
- 2 評議員は、次のいずれかに該当するに至った場合には、評議員の職を失うものとする。
- (1) 前項第1号から第9号までの各号に規定する評議員は学園長、学長、学校長、幼稚園長、事業執行責任者および職員の地位またはその職を退いたとき。
  - (2) 前項第11号に規定する評議員は、父母または保護者の地位を退いたとき。
- 3 第1項第1号から第8号のうち、その職務を兼務する者がある場合の評議員定数は、第22条第2項の評議員の数から兼務数を減じた数とする。
- (任期)

第26条 評議員(前条第1項第1号から第8号および第11号に規定する評議員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職を行なう。

(評議員の解任)

第27条 評議員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

#### 第5章 顧問

第28条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本法人の理事長、学長および校長の経験者のうち、特に、功労顕著な者のうちから、理事長が理事会に諮り、委嘱する。

3 顧問は、理事長の要請に応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

4 顧問の任期は、3年とする。ただし、再任することができる。

#### 第6章 資産および会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産および収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産および将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産または収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむ

を得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産および運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、信用ある銀行に定期預金とし、または信託銀行に信託して理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産、ならびに収益を目的とする事業の収入をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)および収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算、事業計画および中期事業計画)

第35条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、評議員会の意見を聞いて、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の中期事業計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、評議員会の意見を聞いて、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算および実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 第5条の収益事業から生じた収益は、その一部を基本財産または運用財産に繰り入れ、この法人の設置する学校の経営のために使用しなければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、

事業報告書および役員等名簿（理事、監事および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準および寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、これを閲覧に供する。

（情報の公表）

第39条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準  
（役員の報酬）

第40条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

（資産総額の変更登記）

第41条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わるものとする。

## 第7章 解散および合併

（解散）

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第44条 この法人が解散した場合(合併または破産による解散を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

#### 第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届けなければならない。

#### 第9章 補則

(責任の免除)

第47条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(書類および帳簿の備付)

第48条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員および評議員の履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿および証ひょう書類
- (3) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行なう。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会が定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は左の通りとする。

理事長 中村ハル

理事 中村久雄

理事 廣畑龍造

理事 森田武雄

理事 郡司秋生

監事 森伍郎

監事 毛利鎮太郎

附 則

この法人は、昭和32年度までに限り福岡高等栄養学校を併設経営するものとする。

附 則

この寄附行為は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

2 この寄附行為施行の際、改正前の寄附行為により選任された評議員は、この寄附行為により選任されたものと見做し、任期は従前の例による。

ただし、改正前の寄附行為第15条第1項第6号に規定する評議員の任期は、昭和55年9月12日までとする。

附 則

この寄附行為は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

昭和62年10月27日文部大臣認可のこの寄附行為は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

平成2年3月19日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成2年10月18日から施行する。

附 則

平成4年1月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成5年11月26日から施行する。

附 則

平成10年2月27日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

平成11年12月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成12年10月6日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成13年8月1日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

平成15年11月27日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年3月30日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

(中村学園大学短期大学部幼児教育科の存続に関する経過措置)

中村学園大学短期大学部幼児教育科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成16年11月30日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成18年3月22日)から施行する。
- 2 改正前の寄附行為第10条第1項第6号および第8号により選任された理事の任期は、従前の例による。
- 3 改正前の寄附行為第15条第1項第8号、第9号、第10号、第11号および第12号により

選任された評議員の任期は、従前の例による。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

(中村学園大学短期大学部食物栄養科および幼児保育科の存続にかかる経過措置)

中村学園大学短期大学部食物栄養科および幼児保育科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成20年9月5日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成22年7月22日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為、平成27年4月1日から施行する。

(中村学園大学大学院人間発達学研究科の存続に関する経過措置)

中村学園大学大学院人間発達学研究科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年2月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和5年3月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。